

戦後中国における記者職能集団と憲政実施

——「記者肅正運動」をめぐる——

文教大学 鈴木航

日中戦争・第二次世界大戦をへた戦後中国では、中国国民党とそれに協力する青年党・民主社会党などによる国民大会開催をへて、1947年1月、中華民国憲法が公布された。前年の政治協商会議で中国共産党・民主諸党派と合意した新政権構想を破棄し、内戦を継続した国民党政権は、憲法実施にともなう国民大会代表選挙（1947年12月実施）、そして立法委員（国会議員にあたる）選挙（1948年1月実施）をめぐる、その正統性が問われることになる。本報告は、戦後中国における憲政の模索とその方向性を、中間団体としての記者職能集団の動向から再考するものである。

こうしたメディア・ジャーナリズムと戦後中国の憲政の関係について、従来の研究では、高郁雅が国民党政権の支持基盤喪失の原因としてメディア宣伝を分析する一方、中村元哉が1947年憲法制定の過程とメディアの自由化を考察している。とりわけ後者は戦後の自由主義潮流を再評価し、新たな枠組みとしての憲政研究の可能性を広げた点で意義を持つ。ただし、いずれもメディアの担い手・主体である記者の職能集団形成についてはほとんど触れていない。だが、記者公会のような中間団体は憲政実施と重要な関わりがある。新しい憲政体制では地域代表のほかに職業・分野代表制による代表選出が採用されており、中間団体がその中心となって代表性を担保していた。しかも中間団体の代表選出は、それ自体が各階層の政治参加と地位確立・拡充の機会ともなる。新聞記者の職能集団は、新聞記者公会という名称で1930年代に上海など都市部を中心に組織された。同会は1930年代の経済成長を背景とする中国ジャーナリズムの発展を基礎とし、戦争報道需要による専門的職業人材の増加を動因としつつ、戦後は急速に組織を拡大した。また、新聞記者は、ふつう比較的高い教育水準と専門技能をもった新たな中間層に含まれる。この時期、国民党と共産党から自律した独自の政治的立場を主張する施復亮や羅隆基ら知識人の「中間路線」は幅広い中間層の存在をその基盤とみなしていたが、これら都市の中間層の一角をしめた記者の中間団体が憲政実施のなかでいかなる位置にあったかは重要な課題であろう。

しかし、記者団体をめぐる実態は単純ではない。1947年に選挙制度を整備する過程で、会員資格の法定化が見送られていた記者公会には一部の地方官僚、教員、地方エリートなども加入し、急激に「記者」が増加する事態がおこる。主に若手の職業記者たちは「名ばかり記者」としてこれを批判し、記者の地位の法定化・待遇改善などを要求する「記者肅正運動」が広がった。その過程で記者団体の特権的運営や女性記者の少なさが問題とされ、政治参加や平等意識をめぐる諸矛盾もあらわれた。これらは、戦後中国におけるメディアと民主をめぐる模索を示し、憲政実施の可能性と限界を反映したものといえる。